

第13回福井地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成21年11月17日(火)午後1時30分から午後4時00分まで

2 開催場所

福井地方裁判所第1会議室ほか

3 出席者

(1) 委員

岡崎真尚委員，小林幸夫委員，坪井宣幸委員，津村文彦委員，東藤みゆき委員，中田雅之委員，長門栄吉委員長，野村直之委員，水野忠和委員(以上9名)

(2) 事務担当者

杉山事務局長，平松刑事首席書記官等

4 議事

(1) 委員長あいさつ

(2) 各委員自己紹介

(3) 裁判員制度についての説明

ア 制度の概要について

イ 裁判員裁判の実施状況について

受付会場，質問手続室，待合室，裁判員裁判法廷，評議室及び傍聴券抽選会場を案内，紹介しながら，実際の裁判員裁判の実施状況について解説した。

(4) 意見交換

5 意見交換時の意見等の要旨

別紙のとおり

6 次回開催期日及び意見交換のテーマ

期 日：平成22年6月22日(火)

テーマ：未定

以 上

(別紙)

意見交換時の意見等の要旨

(:委員長, :委員, 事務担当者)

- : 福井の裁判員裁判第1号事件で選定された候補者の数や呼出状を送付した候補者の数等を教えていただきたい。
- : 選定候補者の員数は70人。呼出状を送付した員数が52人で、そのうち21人については事前質問票の回答により辞退を許可して呼出しを取消し、1人については呼出状が到達しなかったため、選任手続期日に出頭が求められたのは30人であった。実際に裁判員選任手続期日に出頭したのは30人中29人であった。
- : 30人中29人が出頭したということで、全国的にも高い出頭率だったと伺っているが、出頭しなかった1人の候補者についてはどう扱われたのか。
- : 呼出しを受けた裁判員候補者が、裁判員等選任手続の期日に正当な理由がなく出頭しないときは、10万円以下の過料に処するというように法律(裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第112条1号)では定められている。現時点で、福井地裁において、この過料の規定が適用された事例はないが、今後、同規定が適用されるかどうかについては、裁判員等選任手続の動向を見極めながら、判断されることになる。
- : 裁判員裁判に関する報道の在り方について、例えば、裁判員のうち5人が法廷で被告人に質問をしたとか、裁判員がどのような質問をしたとか、また、終了後の経験者の記者会見など、全国で逐一報道され、裁判員自身にスポットライトが当てられているが、このような状態は裁判員等に大きなプレッシャーを与えるのではないかと。中には、立場上、仕方なく法廷で質問した裁判員とか、逆にプレッシャーから質問したくても質問できなかったという裁判員もいたのではないかと。このような報道の加熱ぶりは、制度開始当初に限ってのことかもしれないし、また、中には歓迎する人もいるのかもしれないが、少なくとも、

私が裁判員に選ばれた場合には，静かな環境で裁判員の役割を果たさせてもらいたいと感じた。

： 報道に携わっている者の立場から発言させてもらおうと，裁判に一般国民が参加するという大きな制度上の改革である裁判員制度について，国民が実際に参加している状況を正確に伝えていくことが報道の使命だと考えている。確かに，制度が定着してくれば，ここまで加熱することはないであろうが，当面は，報道として注目していかざるを得ない。

： 傍聴券の交付情報はどこで確認できるのか。

： 裁判所のホームページ上で，各地裁の傍聴券交付情報を確認することができる。また，裁判所に問い合わせれば総務課からアナウンスする態勢は整えていた。

： 裁判員及び補充裁判員の男女比に偏りがあったが，それは手続上やむを得ないものなのか。

： 裁判員等は無作為にくじで選ばれるので，男女比を考慮することはできない制度となっている。

： 質問手続について，質問票のほかに，裁判長から質問するということだが，どのようなことを聴かれるのか。質問事項などが定型化されているのか。

： 質問手続において質問する事項は，大きく分けると次の2つである。一つは，辞退事由が認められるかどうかを判断するための質問，もう一つは，不公平な裁判をするおそれがあるかどうかを判断するための質問である。具体的な質問事項は，定型化されているわけではない。

： 例えば，アナウンサーなどの有名人が裁判員候補者となった場合，関係者からの接触等が懸念されるところであるが，辞退を申し出た場合，認められるのか。

： 有名人であることだけでは，法律上の辞退事由には該当しないと思われる。

： 不選任候補者本人は，辞退が認められたのか，それ以外の理由で不選任とな

- ったのかについて知ることはできないと聞いているが、どうしてか。
- : 確かに選任手続期日において、辞退が認められたのか、それ以外の理由で不選任となったのかについては、明らかにされない。ただし、辞退が承認された人に対しては、再度、呼出しを受ける可能性があるので、後日、書面で通知することになっている。
- : 裁判員裁判での判決について、これまでの判例と比較すると若干重いような印象を受けた。被害者の立場を考慮しているところもあるのか。
- : 検察官の立場から見て、一概にそのような傾向があるとは言えないのではないか。
- : 裁判員の中に死刑制度に反対している人がいた場合、どのように対応するのか。
- : 死刑制度が憲法に違反するかどうかの判断は裁判官だけの合議で行うことになる。
- : 福井地裁での第1号事件について、裁判所としては全庁を挙げて取り組んだ結果、順調に実施されたと考えているが、外部から見聞きして、何か配慮すべきことなどがなかったか、ぜひ御意見をお伺いしたい。
- : 台風の到来があったことを勘案すると、結果的に余裕を持たせた4日間の日程にしたことは正解であったと思う。
- : 4日間の日程にしたことについて、裁判員から長すぎるという意見は出されなかったのか。
- : そのような意見は出されなかったと聞いている。
- : 国民の立場を考えると、4日間も拘束されることは、かなりの影響があり苦情や不満が出るのではないかという懸念があったが、裁判員等からそのような意見が出なかったことはありがたいことと感じている。
- : これまでの裁判では期日の間隔が空いて、延び延びになっていたという印象があったが、裁判員裁判では、連続して法廷が開かれるのか。

- : 制度上、できるかぎり連日開廷で行うことになっている。もっとも、大規模な否認事件では、何週かに分けて実施する場合もありうる。
- : 日程等が凝縮された裁判員裁判では、裁判所や関係者の準備も大変なのではないか。
- : 検察庁としては、以前から分かりやすい裁判を目指して準備をしてきたところであり、連日開廷にも十分に対応できる態勢が整っている。
- : 裁判員裁判については、法曹三者で時間を掛けて十分な準備を行ってきたので、連日開廷でも十分に対応可能だと考えている。
- : 報道の立場からすると、裁判員裁判第1号事件では、まだまだ取材上の制約があったと感じている。今後は、より多くの情報を開示してもらいたい。例えば、模擬裁判等の際に評議室を取材させてもらうことはあったが、実際の評議についても、評議の内容自体は別として、どういう雰囲気のところで行われているかなどについてテレビの映像を通じて県民に伝えていくことが重要だと考えている。
- : 裁判所としても、できる限りの情報は提供したいと考えているが、裁判員に対する配慮や、関係者のプライバシー上、どうしても制約的にならざるを得ない部分もある。これまでの取材の要望に対しては、可能な限り応じているところであり、要望にお応えできない点については、その理由も説明させていただいている。今後の対応については、全国的な状況等を見極めながら検討していくことになる。

以 上